

1 開催日時等

- (1) 日時：令和6年8月2日（金）午前10時～午前11時40分
- (2) 場所：郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室

2 出席者

(1) 委員

- 佐野 孝治 （福島大学副学長）【委員長】
- 伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
- 吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
- 仙頭 紀明 （日本大学工学部 教授）
- 袖林 淳 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

- ・市事務局
財務部長、財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主査
- ・市上下水道局事務局
上下水道局長、上下水道局次長兼総務課長、同課契約係長
- ・市発注所属
文化スポーツ部次長兼文化振興課長、同課文化財保護係長
建設部次長兼道路維持課長、同課主任技査兼維持管理係長、同課同係主任、同課同係技査
建設部河川課主任主査兼事業係長、同課同係主任
- ・市上下水道局発注所属
浄水課長、同課主任技査兼浄水事業係長
水道施設課長、同課整備係技査
下水道保全課管路維持係長、同課同係主任

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料1-1～1-4に（P.1～5）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局次長兼総務課長から上下水道局資料1-1～1-4（P.36～39）に沿って説明
- ・佐野座長が、抽出委員である仙頭委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・仙頭委員から、市資料2-1（P.6）及び上下水道局資料2-1（P.40）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市-2：契約金額が最も高かったため。

市-5：有効率が高く、くじにより決定していたため。

指名競争入札

市-35：有効率が高く、くじにより決定していたため。

市-47：契約金額が最も高かったため。

随意契約

市-66：対象案件が1件のみであるため

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水-4：契約金額が最も高く、落札率も比較的高いため。

指名競争入札

水-13：契約金額が最も高く、有効率が低いため。

随意契約

水-16：対象案件が1件のみであるため

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

- ・制限付一般競争入札

市-2 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間付帯工））

（市資料2-2、P.7）

【伊藤委員】

入札参加業者は多いが半分以上が最低制限価格未満である。

こういった理由が考えられるか。

【契約検査課長】

当該入札には18者が応札し10者が最低制限価格未満、有効入札が8者という結果であった。

最低制限価格は、令和4年4月に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）モデル及び国の参入率の見直しに合わせて算定基準を変更し公表している。

また、本年4月からは金額そのものも事後公表を始めている。

設定範囲は予定価格の概ね82～92%と公表している中、今回の案件は約89～94%の間で応札されている。

公表されている情報の中で、各社が落札できるラインを見極めた結果と捉えている。

【伊藤委員】

最低制限価格の事後公表を始めた理由は何か。

【契約検査課長】

透明性の向上及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の趣旨を鑑みた国からの公表要請により事後公表とした。

【仙頭委員】

最低制限価格が予定価格の82～92%というのは工事ごとに変わるのか。

【契約検査課長】

工事費の内訳である直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に一定の率を掛け、合計した金額を最低制限価格とするといった算定基準がある。

この算定基準により計算すると、予定価格の概ね82～92%になり、事業者もある程度計算することが可能である。

【仙頭委員】

この工事は積算しやすいため近い金額に集中したということか。

【袖林委員】

事業者は、数量、歩掛及び単価があれば直接工事費を積算できるが、ほとんどの単価や歩掛は公表されている結果ではないか。

ある程度積算できた上で、どのくらいの金額で応札するのは事業者の範疇であるため、最低制限価格を下回るかどうかは市では分からないということか。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりである。

【吉津委員】

ある程度利益を得られる見込みで応札しているという前提に立ち、最低制限価格を設定し工事の一定のクオリティを確保できている中でこのような結果になっている状況から考えると、最低制限価格を低めに設定すれば、より安い価格で発注できるのではないか。

結果論ではあるが、何か工夫する余地はあるのか。

最低制限価格未満の入札に係る統計的なデータはあるか。

【契約検査課長】

中央公契連モデルを下回る価格の設定はしないものと考えている。

工種ごとではなく全体の集計になるが、昨年度、当初は高かったが12月まで下降傾向だった。

その後1月は38%、2月は75%、3月は66%とだいぶ高かった。

【伊藤委員】

景況感と一致していると感じる。

上半期の倒産が増えており、安くても受注したいという傾向が出てきているという感覚があるので、最低制限価格が重要になると考える。

最低制限価格を事前公表している自治体は他にもあるのか。

【契約検査課長】

公表している自治体もあるようだが、国からは談合を誘発するおそれがあるため事前公表は避けるようにという指導が入っている。

・制限付一般競争入札

市-5 (ゼロ市債) 八山田1号線 外 舗装修繕(単独)工事
(市資料2-3、P.19)

【吉津委員】

「公告条件により無効」とあるが、これは何か。

【契約検査課長】

本工事の開札日と同日に、同種の工事を先に落札した業者は無効とする、いわゆる「一抜け方式」を採用しており、既に1件落札したということである。

【伊藤委員】

入札参加業者が多い理由は何かあるのか。

【契約検査課長】

舗装工事に登録している業者が非常に多く、入札に参加できる格付をA・B等級としたため89者が参加可能であった。

【袖林委員】

応札額を見ると最低制限価格に近い業者が多い。

各者精度の高い積算をしているという認識でよいか。

【契約検査課長】

そのように認識している。
落札ラインの見極めで激しい競争が行われたと考えている。

【伊藤委員】

入札参加業者が集中したのは、この時期に発注された工事が少なかったからか。

【契約検査課長】

本工事は「ゼロ市債」である。
令和5年度に発注するが支出は令和6年度予算であり、令和6年度の最初の発注となる。
手持ち工事の制限も発生していないことから、参加業者が集中したと考えられる。

【袖林委員】

第一四半期は手続きで終わってしまうこともある。2月開札だと新年度からすぐに現場に入れることと、人材等を活用できることから事業者から好評のようである。
郡山市のくじはどのような方法か。

【契約検査課長】

電子入札システム上での電子くじである。
入札時に事業者は任意のくじ番号を入力し、このくじ番号に電子入札システムで発行する乱数字を足し合わせた数字を対象業者数で割り「余り」を出す。
応札した時間の早い業者順に0から付番し、「余り」と同じ数字の番号が振られている業者が落札者となる。

【袖林委員】

恣意的には操作できないということか。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりである。
なお、電子くじの算出方法等は本市ウェブサイトにて公表している。

・指名競争入札

市-35 (ゼロ市債) 小原田五丁目一丁目1号線 道路維持(舗装補修)工事
(市資料2-4、P.29)

【伊藤委員】

最低制限価格未満はあまりいないようだが、割と単純な工事なのか。

【道路維持課主任技査兼維持管理係長】

本工事は舗装工事であり、アスファルト部分を単純に打ち替える内容である。
積算にも県の単価を採用しており単純と思われる。

・指名競争入札

市-47 (ゼロ市債) 横塚六丁目5号線 側溝工事
(市資料2-5、P.31)

【伊藤委員】

この案件は先ほどと違い最低制限価格未満が多い。
落札率はどのようになっているのか。

【契約検査課長】

最低制限価格未満の応札者のうち一番高い金額で算出しても89.23%であった。
業者が最低制限価格ギリギリのラインを見極めながら応札した結果、7者が最低制限価格を下回ったと考えている。

【仙頭委員】

応札額の高い者と低い者がそれぞれ集中しており、最低制限価格ギリギリのラインを見極めたとすれば、2グループに分かれるのは不思議である。

【契約検査課長】

応札額は応札者の会社の状況や考え方に左右されてしまう。

【伊藤委員】

先の案件では予定価格に対し88.5%くらいの応札率で落札できるが、この案件では88.5%ではおそらく落札できない。

最低制限価格算出の率はどのようになっているのか。

また、恣意性は働くのか。

【契約検査課長】

計算式はあるが、積算金額によって率が異なるため一定の率を乗じるわけではない。

また、中央公契連モデルに対し、本市では更に調整率を乗じており、当該モデルよりも若干金額が高くなる設計としている。

調整率は非公表としているので申し上げられないが、中央公契連モデルどおりの計算というわけではない。

【伊藤委員】

率自体は非公表かもしれないが、計算のルールの中で、設計金額に応じて率が変わるものなのか、それとも担当者等がある程度恣意的に決められるものなのか。

【契約検査課長】

恣意的に決められるものではない。

・ 随意契約

市-66 開成館改修工事
(市資料2-6、P.33)

【仙頭委員】

「公募型プロポーザル方式」で契約候補者として決定したようだが、何者応募があったのか。

【文化スポーツ部次長兼文化振興課長】

市内業者とそれ以外の業者、2者の応募があった。

提案書などに基づいたプレゼンテーション等により選定委員会で審査した。

【伊藤委員】

選考の決め手となった点はどこか。

【文化スポーツ部次長兼文化振興課長】

業務実績などの「企業評価」の部分である。

文化財の修復工事の実績が非常に多いこと、工事経験のある担当者が複数在籍していることなどで差がついた。

【伊藤委員】

地元業者であることについては、特に加点等はなかったのか。

【文化スポーツ部次長兼文化振興課長】

できるだけ地元という考えもあったが、今回取り扱うものは文化財であるため、技術力を最優先で審査した。

【吉津委員】

そもそも「公募」とはどのようなやり方なのか。

【文化スポーツ部次長兼文化振興課長】

市がインターネットや掲示場などで公告をする。

また、公告が出たことを業界等にも周知することで興味をもった業者が応募してくる。

文化財の修復に関しては、経験がないと難しい工事であること、設計工事一括施工であることから、応募者が少なかったと考えている。

【吉津委員】

一般的なプロポーザル方式の場合、応募者は多いのか。

【契約検査課長】

ケースバイケースである。

【袖林委員】

9億6,800万円という上限額を発注者側で提示しているが、この金額となった経緯を簡単でいいので教えてほしい。

【文化振興課文化財保護係長】

プロポーザル実施前に、既に福島県沖地震の被害と老朽化が激しい事が分かっていたことから、総点検ということで詳細調査委託を発注した。

その調査により腐朽具合や屋根の吹き替えの必要性などが分かったことから、業者からの見積等を参考に本市建築課に設計依頼をし、この金額で設定したものである。

・制限付一般競争入札

水－4 堀口浄水場No.1浄水池更新工事

(上下水資料2－2、P.41)

【伊藤委員】

当該工事はどのような工事か。

【浄水課長】

No.1浄水池の容量は2,000m³だが、これを解体し、同形状で1.5倍の容量である5,000m³のものを造る工事である。

【伊藤委員】

池ということは下に深くなるのか。

【浄水課主任技査兼浄水事業係長】

我々は「半地下」と呼んでいるが、タンク状のものに水をためるというものである。

【佐野座長】

No.2、3と大体同じ大きさになるのか。

【浄水課長】

おっしゃるとおりである。

【浄水課主任技査兼浄水事業係長】

水需要に応じて、堀口浄水場は拡張してきた。

No.1が一番古く、耐震構造を満たしていないということもあり、No.2も古いがこちらを優先して実施したものである。

【袖林委員】

このような浄水池の場合、どのように積算しているのか。

【浄水課長】

水道施設整備に係る歩掛や土木積算基準を基に積算している。

見積りも取るが、この施設はP Cタンクというものであり、その場合、一般社団法人プレス

トレスト・コンクリート建設業協会が作成している「プレストレストコンクリート円形構造物標準積算要領」も参考としている。

【仙頭委員】

比較的大きい構造物のようだが、造るためには技術を要すると思われる。

応札者が2者というのは、当該技術を持っている業者というところで絞られたという解釈でよいか。

【浄水課主任技査兼浄水事業係長】

おっしゃるとおりである。

構造物の上部をコンクリートでドーム型に造る技術を持った業者となると全国的にも多くはない。

・指名競争入札

水-13 舗装復旧工事（ゼロ市債）（市道 昭和二丁目八山田線）

（上下水資料2-3、P.53）

【佐野座長】

10者中8者が最低制限価格未満ということは、相当厳しい競争状況にあるという見解でよいか。

手持ち工事がなくなって、ぜひ落札したいという業者が多いということか。

【上下水道局次長兼総務課長】

市から説明があったが、本案件も「ゼロ市債」であり、2月に発注していることからこの様になっていると思われる。

【吉津委員】

先ほど「ゼロ市債」について説明があったが、最低制限価格未満の応札者が多い案件もあれば、最低制限価格を割らずに応札されている案件もある。

人材を余らせることなく着工できる魅力的なゼロ市債だからということで一生懸命落札しようと頑張った結果、最低制限価格を下回ったことは分かるが、片やゼロ市債でも最低制限価格を下回らない案件があると、やはり工種によって違った傾向性があると考えられる。

これだけのデータが累積されれば、そのビックデータを利用・分析し傾向性をつかめれば、より合理的な最低制限価格の設定ができるのではないか。

【総務課契約係長】

必ずしも常に最低制限価格を下回っているものではなく案件によってばらつきがある。

傾向をつかむということが難しいと思われる。

【伊藤委員】

工事が少ない時期に発注されるゼロ市債で、あまり難易度の高くない工事であればどの業者も落札したくなるが、最低制限価格の調整率がどのように変動するかは業者は分からない。

そのため、設計金額の85%くらいで応札しても最低制限価格を下回らない案件もあれば下回る案件もある。

そうなると調整率をどのように設定するのが問題となってくる。

調整率が非公表ということに理解はできるが、業者の意向や工事の難易度を加味した設定方法を探せればという印象を受けた。

【総務課契約係長】

調整率は確かに非公表としているが、ものすごく金額を上げているわけではない。

最低制限価格制度は、工事の品質の確保やダンピング対策の一環として実施しているものであり、最低制限価格を下回る業者が多いことが、必ずしも悪いことではないと考える。

あとは応札業者が、積算や過去の傾向、市が公表している様々なパーセンテージを考慮して応札していただくしかないと思われる。

- ・ 随意契約
水-16 公共汚水柵撤去工事（その1）
（上下水資料2-4、P.55）

【伊藤委員】

こちらは日の出通りの汚水柵のようだが、これは全部撤去したということか。

【下水道保全課管路維持係長】

この区間内にあるものは全て撤去した。

【伊藤委員】

これは事前にわかりそうな話である。

そもそもの工事に組み込むような作業ではないのか。

市が日の出通りの工事をするので、ついでにといったような随意契約に感じる。

【下水道保全課管路維持係長】

そもそもの工事が市区画整理課発注の道路改良工事であるが、下水道に関しては管理者が併せて撤去することとした。

【上下水道局次長兼総務課長】

考え方としては、区画整理地内の市道だが、下水道・上水道は市道を占用させてもらっているという性質であるため別発注となる。

【袖林委員】

先行している道路改良工事の契約金額はかなり大きい金額なのか。

【契約検査課工事契約係長】

1億148万円である。

【袖林委員】

1億円くらいの工事で、同一業者に400万円くらいの工事を随意契約で施工してもらったということか。

【下水道保全課管路維持係長】

掘る場所は同じであり、随意契約理由にも記載しているが、狭い区間の中で業者が何者も入ると混乱が生じるので、現在施工している業者にまとめてお願いする工事である。

【佐野座長】

通常、このような道路工事と接している汚水柵の工事は随意契約で発注しているのか。

【下水道保全課管路維持係長】

ほぼ随意契約である。

【伊藤委員】

基本的な感触としては、随意契約の件数は多くない方が良いという印象がある。

確かに全体の件数からしたら少しだけかもしれないが、市の工事に組み込み「共同発注」のようにはできないものか。

例えば、市と上下水道局の工事があり、金額が大きい場合にはそれぞれで入札するような話になるのか。

【総務課契約係長】

基本的にはそのような形をとっている。

同じ市という組織であっても、発注者は市長と上下水道事業管理者と別々になっているため、それぞれで発注するというのがスタンダードである。

【伊藤委員】

なるべく連携できるとよい。

【上下水道局次長兼総務課長】

本案件は通常の撤去だが、舗装替えや道路改良する場合には上下水道局が道路を占有させてもらっているの、協議をし、市の道路の舗装を剥がした後、上下水道局の管を先に全部入れてから舗装しなおすといった連携は現実的にやっている。

今回はマンホール撤去だけということで市工事に組み込まなくても単体で施工できること、設計金額もそれほど大きくないこと等からこのような形になった。

いただいた御意見に対し理解はできるが、その手法で効率が上がるのかは今後検討させていただきたい。

(2) 指名停止措置状況について

＜審議概要＞

- ・ 契約検査課長が資料3に基づき説明をした。

＜質疑応答＞

(資料3、P.58)

【佐野座長】

物損の基準で、「物損の程度が100万円未満」であれば1か月の指名停止ということだが、個別案件の説明には「復旧に関し2万円の費用を要した」や「11万円かかった」など詳細な金額が書いてあるものもあれば、「100万円未満」といった大雑把な表現もある。

資料の作り方に何か基準はあるのか。

【契約検査課長】

相手方から請求書が提出されればその金額を資料に明記しているが、そこまでの状況に至らなかった案件に関しては概算として「100万未満」と記載している。

本市には「指名停止要綱」があり、その中でどのような場合に何か月なのかということを決めた「運用基準」がある。

物損だと100万円未満が一番程度が軽いものであり、今回指名停止した案件については割と少額の被害で済んでいることから、全て「100万円未満」で収まっているという状況である。

(3) その他

＜審議概要＞

- ・ 佐野座長が各委員へ意見等があるかを確認したところ、以下のとおり意見等があった。

＜質疑応答＞

【吉津委員】

本年4月から最低制限価格を事後公表しているということだが、今まではどのような情報を公表していたのか。

【契約検査課長】

今回提示している資料に「入札執行調書」、「入札結果表」があるが、こちらを公表している。

本年4月からはここに最低制限価格も表示されている。

【吉津委員】

これまでも最低制限価格未満の案件が多数あり、落札金額もわかるので何となく最低制限価格のイメージはできていたが、これからは最低制限価格が明記されるという理解でよいか。

業者としては、4月からの情報を積み重ねることでイメージしていた金額が現実の金額により近くなる。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

2点質問がある。

1つ目は案件を遡り開成館の改修についてだが、事前に詳細調査を施行したと発言していたが、この業務は今回のプロポーザルで応募してきた業者とは全く関係のない業者が履行したのか。

2点目は追加資料による説明で、上下水道局発注の随意契約が令和5年度が8億近く発注されていたが、その理由は何か。

【文化スポーツ部次長兼文化振興課長】

開成館の詳細調査を実施したのは、今回の契約候補者である。

【上下水道局次長兼総務課長】

2点目については、堀口浄水場の電気計装設備の更新があった。

非常に大きな計装設備の一部を交換するという内容であったが、最初に設置した業者でないと交換できなかったため随意契約となり、金額も大きくなっている。

【伊藤委員】

詳細調査の施行業者が受注するというのはいかがなものか。

随意契約は少ない方がよいと感じているが、公募型プロポーザル方式を随意契約に分類してしまうのはイメージ的に違うような気がする。

今後、プロポーザルや総合評価を別な枠組みで集計した方が資料的には見やすいと感じる。

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回開催日程について10月下旬を予定している旨の説明があった。

5 閉会